

# FC 桜が丘サッカースクール 規約

## 【名称および所在地】

本スクールは「FC 桜が丘サッカースクール」と称する。  
事務局を静岡県静岡市清水区におく。

## 【目的】

本スクールは、サッカーを通じて子供たちの人間力の向上と自立を目指す。

## 【入団資格】

本スクールの趣旨に賛同し、本規約を厳守できる者。

## 【会費】

1. 入会金：本スクールに入会したとき、入会金を納入しなければならない。  
金額および納入方法は別途定めることとする。
2. 年会費：4月1日から3月31日までを事業年度とし、毎年度、年会費を納入しなければならない。金額および納入方法は別途定めることとする。
3. 月会費：毎年4月から翌年3月までの12ヶ月間、月会費を納入しなければならない。金額および納入方法は別途定めることとする。
4. その他：遠征費・合宿費などは、実費負担する場合がある。
5. 一旦納入された上記の費用は、理由の如何を問わず返金しない。

## 【退会】

スクール員と保護者双方から退会の申し出があり、所定の届けを提出した後、代表者の許可を得た場合、退会を認める。退会希望者は、退会希望日の15日前までに保護者が申し出なければならない。なお、会費は、退会日の月分まで支払うものとする。

## 【休会】

保護者から休会の申し出があり、代表者の許可を得た場合、休会を認める。また、1ヶ月全て休んだ場合の月会費は不要とする。3ヶ月以上の休会の場合、要相談とする。

#### 【除名】

スクール員および保護者が、次の事項に該当する場合、除名することができる。

1. 本規約に違反したとき。
2. 本スクールの名誉と品格を著しく損なう言動があったとき。
3. 本スクール内で共有する情報および個人情報等を漏洩したとき。
4. 会費の滞納および納入の意思がないとみなしたとき。

#### 【保険】

本スクール員は「スポーツ安全保険」に加入する。手続きは本スクールが行い、費用は年会費に含まれる。スクール活動および移動に関する事故等に対するの補償は、加入する保険約定の通りとする。また、事故等について、スクールおよび関係者は一切の責任をおわないものとする。

#### 【免責事項】

本スクール員は、本スクールにおける盗難、傷害、その他の事故について、本スクールに対して何ら賠償請求することはできない。

#### 【個人情報】

スクール員の個人情報は、運営およびクラブ発展のため必要な範囲に限り利用できるものとする。本スクール活動中に記録された撮影物等に関する一切の権利は本スクールに帰属するものとし、本スクールはそれを広報活動に使用することができる。

#### 【規約改定】

本スクールは、必要に応じ随時本規約を改正することができる。また、本規約に定めない事項について細則を定めることができる。

附則 この規約は、2017年4月1日から施行する。

# FC 桜が丘サッカースクール 細則

## 【活動日】

1. 週3回コース(通称シミスク)…火・木曜(19:00～20:30)、日曜(17:00～18:30)  
月10回以上の活動を保証し、足りない場合は代替日を設定する。ただし、本人の都合により、活動日数が不足する場合の代替日は用意しない。
2. 日曜コース(通称フリスク)…日曜(17:00～18:30)  
月4回以上の活動を保証し、足りない場合は代替日を設定する。ただし、本人の都合により、活動日数が不足する場合の代替日は用意しない。
3. 天候不順等で、スクールを休講する場合がある。その場合は、活動時間の3時間前までに、LINE @およびホームページで、その旨を連絡する。

## 【会費】

1. 入会金            ¥ 3,500(シミスク・フリスク共通)  
本スクールに入会した際、年会費・月会費と一緒に支払い。
2. 年会費            ¥ 6,000(シミスク・フリスク共通)  
毎年度4月に、月会費と一緒に支払い。  
(途中入会の場合は下記のとおりとする。)  
4月～7月            ¥ 6,000  
8月～11月          ¥ 4,000  
12月～3月          ¥ 2,000
3. 月会費            シミスク      ¥ 6,000 /月  
(兄弟が在籍している場合、2人目からは¥ 4,000 /月)  
フリスク      ¥ 3,500 /月  
毎月初めに支払い。
4. その他            遠征費・合宿費等は自己負担する場合がある。